

令和6年 第2回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

## 議 事 録

1. 開催日時 令和6年2月16日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名  
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち19名

1番	郡司嘉一委員	2番	陣野原進委員	3番	柳沼正郎委員
4番	猪狩徳孝委員	5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員
7番	渡邊慶幸委員	8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員
10番	柳沼政一委員	11番	斎藤 実委員	12番	渡邊登喜男委員
13番	三浦善治委員	15番	大和田弘委員	16番	佐藤円治委員
17番	石井珠枝委員	19番	吉田修一委員		

①番	佐藤政一委員	②番	先崎和幸委員	③番	吉田典良委員
④番	荻野右近委員	⑥番	渡辺堅一委員	⑦番	吉田伸一委員
⑧番	松本洋一委員	⑨番	渡邊隆一委員	⑩番	渡邊 元委員
⑪番	和田春信委員	⑫番	橋本清隆委員	⑬番	箭内倉貴委員
⑭番	伊藤博之委員	⑮番	土屋福一委員	⑯番	石井利夫委員
⑰番	箭内正彦委員	⑱番	松崎典男委員	⑲番	吉田清吉委員
⑳番	渡邊利正委員				

4. 欠席委員 14番 佐藤正之委員 18番 佐藤伸夫委員 ⑤番 坪井清花委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松崎博志
総務係長	矢内敬
副主査	會田賢治

6. 書 記

副主査	會田賢治
-----	------

7. 議事録署名人

7番 渡邊慶幸委員  
10番 柳沼政一委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第5号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について

議案第8号 現況確認証明について

議案第9号 令和6年度農作業労働賃金標準額の決定について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時30分）

事務局	お疲れ様です。 それでは、始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶をいただきます。
会長	～会長挨拶～
事務局	ありがとうございました。それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	はじめに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございました委員は、14番 佐藤正之委員、18番 佐藤伸夫委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しております。それでは、ただ今より令和6年田村市農業委員会第2回総会を開会いたします。また、本日は全農地利用最適化推進委員の方々にご出席を依頼しておりましたが、⑤番 坪井清花委員が欠席であります。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、7番 渡邊慶幸委員、10番 柳沼政一委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、
	議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 19件
	議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 1件
	議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 6件
	議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 2件
	議案第5号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 2件
	議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 1件
	議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について 3件
	議案第8号 現況確認証明について 3件

	<p>議案第9号 令和6年度農作業労働賃金標準額の決定について 1件</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上38件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>整理番号1番から19番について、議案書朗読、説明。</p> <p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。整理番号13番から18番については、13番 三浦善治委員が関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、整理番号1番から整理番号12番についてと、整理番号19番を審議したのち、13番 三浦善治委員の退場を求め、整理番号13番から18番を審議したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、整理番号1番について、1番 郡司嘉一委員、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>1番郡司です。整理番号1番についてご報告します。8日の午前、譲受人、佐藤政一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。10年以上前に譲受人が譲渡人より借りて耕作されており、一枚の田んぼにし、現状となっております。何ら問題ないものと確認しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から3番について、3番 柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>3番委員</p>	<p>3番柳沼です。整理番号2番についてご報告します。整理番号2番につきましては、8日の午前、譲受人、荻野右近推進委員と3名で現地を確認してまいりました。譲渡人が農業経験がないため、10年ほど前から譲受人が水田として耕作しており、この度以前から耕作していた譲受人へ所有権の移転をしたいとのことでの申請となりました。何ら問題ないものと確認しました。整理番号3番につきましては、同日の午前、譲受人、荻野右近推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、3年ほど前から譲受人が借り受け水田として耕作されており、譲受人が病気により長期入院しているため、所有権を移転したいとの</p>

	<p>ことから今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について、6番 渡邊義輝委員ご報告をお願い致します。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号4番についてご報告します。13日の午前に、代理人である佐藤氏、松本洋一推進委員と3名で確認をまいりました。譲渡人は、現在福島へ住所を移され、申請地は住宅ともに空き家となっております。譲受人が住宅へ住所を移し、新規就農で耕作をされるとのことで、何ら問題ないものと確認しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番について、7番 渡邊慶幸委員ご報告をお願い致します。</p>
7番委員	<p>7番渡邊です。整理番号5番についてご報告します。9日に、譲受人、渡邊隆一推進委員と3名で現地を確認をまいりました。譲渡人は須賀川にお住まいのため、申請地まで遠く、耕作、管理が難しいとのことから、長年耕作されている譲受人へ譲り渡したいとのことで、今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認をまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号6番について、8番 白岩幸一委員ご報告をお願い致します。</p>
8番委員	<p>8番白岩です。整理番号6番についてご報告します。13日の午前に、譲渡人、渡邊 元推進委員と3名で、現地を確認をまいりました。譲渡人、譲受人は親子関係であり、何ら問題ないことを確認をまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号7番について、9番 安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号7番についてご報告します。8日の午後に、譲受人、和田春信推進委員と3名で確認をまいりました。申請地は譲受人宅の目の前で、これまで仮登記で家庭菜園として譲受人が利用してきましたが、正式に登記をし、農業を始めたいとのことで今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認をまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号8番について、11番 斎藤 実委員ご報告をお願い致します。</p>
11番委員	<p>11番斎藤です。整理番号8番についてご報告します。10日の午前に、代理人である桑原行政書士、箭内倉貴推進委員と3名で確認をまいりました。申請地は、譲受人所有の</p>

<p>議 長</p>	<p>農地に隣接しており、譲渡人がご高齢のため、譲り受けてもらえないかと相談があり、今回の申請となりました。申請地は適正に管理されており、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
<p>1 2 番委員</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号9番から10番について、12番 渡邊登喜男委員ご報告をお願い致します。</p> <p>12番渡邊です。整理番号9番から10番についてご報告します。整理番号9番につきましては、11日の午後に、譲渡人、土屋福一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、長年にわたり、譲受人が管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号10番につきましては、同日の午後に、譲渡人、譲受人、土屋福一推進委員と4名で現地を確認してまいりました。譲受人は長年、申請地の一部を借りて作付けされており、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号11番から13番について、13番 三浦善治委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>1 3 番委員</p>	<p>13番三浦です。整理番号11番から13番についてご報告します。整理番号11番につきましては、10日の午前に、譲渡人、譲受人、石井利夫推進員と4名で現地を確認してまいりました。現地につきましては、譲受人の親世代から譲受人が耕作されており、譲渡人も譲受人の土地だと思っておりましたが、何らかの手違い等の原因により現在の登記となってしまったため、正式に登記するにあたり今回の申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号12番につきましては、10日の午前に、譲渡人、石井利夫推進員と3名で現地を確認してまいりました。現地につきましては、口約束により長年譲受人が耕作されてきており、今回、登記をするにあたり所有権の移転での申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号19番について、ご報告をいただくこととしておりました18番 佐藤伸夫委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果の報告がありましたので、代わって事務局より報告することにいたします。事務局報告をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>整理番号19番について、佐藤伸夫委員より、事務局へ調査結果の報告がありましたので読み上げます。</p> <p>13日に譲受人と現地を確認してまいりました。譲渡人が申請地を相続しましたが、譲渡人は郡山にお住まいのため耕作が出来ず、親族である譲受人に耕作、管理等を依頼した所、引き受けていただけるとのことで、今回の申請となりました。書類上、現地とも何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>以上が、佐藤伸夫委員からの調査結果の報告であります。</p>

議 長	<p>以上で整理番号1番から12番までと整理番号19番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。  よって「議案第1号 整理番号1番から12番までと整理番号19番」について、原案の通り許可する事に決定いたします。  以上をもちまして議案第1号 整理番号1番から12番までと整理番号19番は終了します。  次に議案第1号 整理番号13番から18番まで審議する前に13番 三浦善治委員の退場を求めます。暫時休議いたします。   ～ 三浦善治委員 退場 ～</p>
議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。  整理番号13番から18番について、調査結果の報告を⑩番 石井利夫推進委員お願い致します。</p>
⑩番委員	<p>⑩番石井です。整理番号13番から18番についてご報告します。整理番号13番につきましては、10日の午前に譲渡人と2名で現地確認をまいりました。申請地は、長年口約束により譲受人が耕作されており、今回、登記するにあたり所有権移転の申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号14番につきましては、同日午前、譲渡人、譲受人の3名で現地確認をまいりました。申請地につきましては、譲渡人の親世代が口約束にて譲受人所有の山林と交換されており、今回、登記するにあたり所有権移転の申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号15番から17番につきましては、関連性があるため一括してご報告いたします。10日の午前に、整理番号17番の譲渡人と譲受人、整理番号18番の譲渡人の4名で現地を確認してまいりました。各申請地がそれぞれ隣接していたため、昭和の時代に口約束にて交換をし、耕作しておりましたが、正式に登記するにあたり、今回の所有権移転の申請となりました。なお、整理番号16番に関しましては、整理番号17番の譲渡人の後継者へ所有権を移転となります。</p>



	何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって「議案第1号 整理番号13番から18番」について、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして議案第1号 整理番号13番から18番は終了します。議案第1号 整理番号13番から18番の審議を終了しましたので、13番 三浦善治委員の入場を許可します。 ここで暫時休議いたします。  ～ 三浦善治委員 入場 ～
議 長	休議前に引き続き会議を再開いたします。三浦善治委員にご報告いたします。議案第1号 整理番号13番から18番について、原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。
事 務 局	議案第2号について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいでから審議したいと思います。 整理番号1番について4番 猪狩徳孝委員ご報告をお願い致します。
4 番 委 員	4番猪狩です。整理番号1番についてご報告します。14日の午後に、申請人と2名で確認をしてまいりました。現地につきましては、申請人宅の目の前であり、自宅への進入路が狭くて使いづらく、宅地内にある駐車場も狭いため、所有車の駐車場のための申請となります。物置兼車庫に関しては、農機具等も置く予定であり、周囲の農地への影響も考え、盛り

	<p>土をするなどして雨漏り対策等もされるということから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。  よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」については、原案の通り許可することに決定いたします。  以上をもちまして議案第2号は終了します。  次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から6番について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>整理番号1番から6番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。  ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。  整理番号1番について2番 陣野原進委員ご報告をお願い致します。</p>
2 番 委 員	<p>2番陣野原です。整理番号1番についてご報告します。10日の午前、設定人、吉田典良推進委員と3名で現地を確認してまいりました。被設定人は設定人のご子息であり、申請地につきましては、周辺も設定人所有の農地であります。被設定人がご結婚されて新築するにあたり、今回の申請となりました。排水も周辺の農地へ影響がないようにするとのことで、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、6番 渡邊義輝委員ご報告をお願い致します。</p>
6 番 委 員	<p>6番渡邊です。整理番号2番についてご報告します。13日の午前、代理人である石井</p>

<p>議 長</p>	<p>行政書士、松本洋一推進委員と3名で確認をしましてまいりました。現地につきましては、住宅地の中にあり、かつ農地は申請地のみで、周りの農地に影響はなく、何ら問題ないことを確認をしましてまいりました。以上です。</p>
<p>7 番 委 員</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号3番について、7番 渡邊慶幸委員ご報告をお願い致します。</p> <p>7番渡邊です。整理番号3番についてご報告します。11日の午後に、譲渡人、譲受人、渡邊隆一推進委員と4名で確認をしましてまいりました。譲受人は譲渡人の甥にあたり、譲受人が新築を考えていたところ、譲渡人が土地を提供され、今回の申請になりました。現地につきましては、農地は近辺にはありますが、周辺への農地への影響もなく、排水等も問題ないことを確認をしましてまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号4番について、9番 安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>9 番 委 員</p>	<p>9番安藤です。整理番号4番についてご報告します。9日の午前に、代理人である石井行政書士、和田春信推進委員と3名で確認をしましてまいりました。被設定人は、車両を取り扱う会社を営まれており、経営の中で車両置き場として今回の申請となりました。現地につきましては、周辺への農地への影響もなく、排水等も問題ないことを確認をしましてまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号5番について、11番 斎藤 実委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>1 1 番 委 員</p>	<p>11番斎藤です。整理番号5番についてご報告します。10日の午前に、譲受人、桑原行政書士、箭内倉貴推進委員と4名で確認をしましてまいりました。現地につきましては、周辺に農地はなく、排水等も問題ないことを確認をしましてまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号6番について、ご報告をいただくこととしておりました14番 佐藤正之委員が欠席でありますので、⑰番 箭内正彦推進委員、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>⑰ 番 委 員</p>	<p>⑰番箭内です。整理番号6番についてご報告します。被設定人と2名で確認をしましてまいりました。設定人と被設定人は親子関係であり、同居する自宅の老朽化に伴う新築のため、今回の申請となりました。周辺の農地も設定人所有の農地のため、周辺の農地への影響もなく、何ら問題ないことを確認をしましてまいりました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。  よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。  以上をもちまして議案第3号は終了します。  次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。整理番号1番から2番について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。  ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。  整理番号1番について3番 柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。</p>
3 番 委 員	<p>3番柳沼です。整理番号1番についてご報告します。8日の午後に、被設定人、被設定人所属会社の次長、郡山測量設計社の菅野氏、荻野右近推進委員と5名で確認をしてみました。鉱山採掘による残土の置き場として利用のため、今回の申請となりました。現地につきましても、農地として使用できる状態で所有者に返却し、土砂流出等による災害を防止する処置を行った上で利用することと、何ら問題ないことを確認をしてみました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、8番 白岩幸一委員ご報告をお願い致します。</p>
8 番 委 員	<p>8番白岩です。整理番号2番についてご報告します。13日の午後に、白石行政書士、渡邊 元推進委員と3名で確認をしてみました。現地につきましても、東に田んぼがありますが影響はなく、西は荒廃地となっております。雨水は自然浸透で、万が一に溢れたとし</p>

	<p>でも U 字溝へ流れるとのこと。隣接地の所有者の方にも説明は行っているということで、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第 4 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。  よって議案第 4 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案の通り「許可相当」と意見決定いたします。  以上をもちまして議案第 4 号は終了します。  次に議案第 5 号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題と致します。整理番号 1 番から 2 番について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>整理番号 1 番から 2 番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。  本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第 5 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。  よって議案第 5 号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」は、原案の通り「異議なし」と意見決定いたします。</p>

	<p>以上をもちまして議案第5号は終了します。</p> <p>次に議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題と致しますが、本案件に関係している6番 渡邊義輝委員については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当するため退場を求めたいと思いますがご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>6番 渡邊義輝委員の退場を求めます。暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊義輝委員 退場 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	議案第6号について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案の通り「異議なし」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第6号は終了します。</p> <p>議案第6号の審議を終了いたしましたので、6番 渡邊義輝委員の入場を許可します。ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊義輝委員 入場 ～</p>

議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。6番 渡邊義輝委員にご報告いたします。議案第6号の促進計画（案）について、「異議なし」と意見決定いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>次に議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について」を議題と致します。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第7号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積促進計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第7号は終了します。</p> <p>次に議案第8号「現況確認証明について」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第8号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第8号「現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第8号は終了します。</p> <p>次に議案第9号「令和6年度農作業労働賃金標準額の決定について」を議題と致します。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	議案第9号について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第9号「令和6年度農作業労働賃金標準額の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第9号は終了します。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和6年第2回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p>

閉会 14:35



令和6年2月16日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人